

令和4年12月5日 総務文教委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 児玉 朋也

副委員長 小田上 尚典

委員 末広 天佑、小中 真樹雄、中川 智之、西村 一啓、網谷 芳孝、
山崎 年一

議長 賀屋 幸治

○欠席委員 なし

○児玉委員長 定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会します。
開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 総務文教委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○児玉委員長 議事に入る前に、改めて委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきましては、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力のほうよろしくお願い申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁するときは、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思っています。

発言される際には、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思っています。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第51号大竹市学校給食費条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

質疑はございませんか。

西村委員。

○西村委員 おはようございます。

議案第51号大竹市学校給食費条例の制定についてをお尋ねいたします。その中で1点だけ、条例の第4条、学校給食費の額について、お尋ねいたします。

学校給食費の額は、規則で定めるといふふうに第4条ではあります。一番心配するのは健康で育ち盛りの子供にしっかり食育を通じて食べさすという給食の大きな責任があるん

ですが、最近の物価高、また、コロナ感染、ウクライナ問題等でいろいろな食費が上がっております。今年だけでも、もう既に6,000品目以上が値上がりを表示しているし、また、年が明けた来年にもいろいろ上がります。

特に心配するのが条例を定める云々でなしに、条例の中に金額は規則で定めるとあるのは予備の額があるんですか。その点だけをお尋ねしたいんですが。要は野菜にしても何にしても、異常気象とかそういう天候にも左右され、戦争とかいうそういう人的なものでも左右されて物価が上がるということで、本市も給食予算が十分にあり余るわけではないので、その中の対応としてどういう考えがあるか、その点だけをお尋ねいたします。

以上、よろしく。

○**児玉委員長** 給食センター長。

○**重安総務学事課副参事兼給食センター長** 総務学事課給食センター長の重安です。

西村議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、大竹市の学校給食費の額は、1食当たり小学校は270円、中学校は325円で実施しております。この学校給食費の額は、学校給食法第8条第1項の規定に基づく学校給食実施基準に基づきまして、大竹市内の児童・生徒が学校給食の1食当たりが必要とする食品ごとの使用量を算出しまして、その使用量に応じた額をまた算出いたします。その合計したものが1食当たりの学校給食費の額になります。

食品ごとの金額につきましては、大竹市給食センターで使用した食品の購入価格の実績に物価の状況を勘案して毎年算出させていただいております。今年度の学校給食費の額につきましても多くの食材が値上がりする中、大竹市が実施している給食内容を維持するためには値上げが必要であると考え、やむを得ず値上げをさせていただいたところです。この値上げにより、今年度は給食の品数を減らすなど内容の変更をすることなく給食が実施できております。

来年度の給食費の額につきましてもしっかりと食材の価格を把握し、状況を見極めながら、安心・安全でおいしい給食、食育の教材となる給食、地域の産物や食文化を大切にしたい給食が実施できる額の予算を計上したいと考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 西村委員。

○**西村委員** ありがとうございます。

本来は、今年の10月から来年の3月まで後期半年分を大竹市が補助して、給食費を減額したということもあるんですが、これはあくまでもさっき給食センター長が言われましたように予算の枠内でやると、来年の再編交付金のほうも引き続き利用できるのか。あるいはまた、最近特に会計の面でも公会計に移行するというふうに言われております。そうなった場合にこの給食費管理事務はどの課が担当されるのか、それもあわせてお尋ねしたいと思います。

○**児玉委員長** ちょっと予算のほうになってきたんですが、誰か答えられますか。

副市長。

○**太田副市長** まず、今年の10月以降の給食費の2分の1については、今、地域創生基金を

使っております。

今回の公会計については、文部科学省からの通達というか指導もあったんですが、公会計にする方向で考えてます。その公会計で何するかといいますと、基地対策交付金というんですか、その交付金等国の補助を使うためには公会計にしないといことがございます。それともう1つは、学校の先生方、事務員の方の事務を少なくするというあたりが全て含まれております。

それと、今後の防衛省の交付金について、給食費についてはどのように話がされとるかというようなお話もあったと思いますが、一応協議は続けております。いい方向でいくと信じております。

以上でございます。

○**児玉委員長** 西村委員。

○**西村委員** ありがとうございます。

何はさておき、子供たちの健全な育成、そして、少子化の中で子供たちに腹いっぱい食べさせてやりたい。特に困窮した家庭の子供というのもよく新聞とかマスコミにも言われておりますが、大竹市はそういう意味では学校給食が充実し、栄養豊富な給食が食べられるということで、ぜひ努力を続けていただきたいと思います。

そして、予算的には最初に申しあげましたように額をかちっと決めるのではなく多少の余裕を持って、世の中の経済の流れに沿った予算組みができるようにお心遣いできればと思います。

最後でございますが、以上でございます。

○**児玉委員長** 答弁よろしいですね。

○**西村委員** はい。

○**児玉委員長** 他に通告を出されてる委員の発言を許可します。

中川委員。

○**中川委員** すみません。今、質問された中で公会計にして市が徴収して、市が業者に払うということになると思うんですけど、その場合の徴収システムが変わると思うんですが、その保護者説明をどうされるのかということと、あと、支払いができない保護者の方もいらっしゃるんじゃないかと思ひます。できないのは分かるんですけど、あるのにしないという場合をどうするのかというのをちょっとお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○**児玉委員長** 総務学事課長。

○**貞盛総務学事課長** 総務学事課長、貞盛です。よろしくお願ひいたします。

まず、公会計化に伴う保護者への説明ということについてなんですが、保護者の方々へは学校給食費が令和5年度から公会計に移行すること、これまでと変わる点についてなどをお知らせするお手紙を作成して、学校を通じて配付する予定としております。

また、新入学児童の保護者の方々へは入学説明会でお知らせしたいと考えております。

さらに市のホームページにも公会計化について掲載をして、市民の方々にも周知したいというふうに考えています。

いずれにしろ、来年度からの学校給食費の取り扱いが変わることについて、保護者の

方々に御理解・御協力いただけるように丁寧に説明していきたいと考えております。

また、未納や未収金の問題についての御質問だと思うんですが、これについての保護者との連携についてなんです、学校給食費の徴収管理における課題の1つに、議員のおっしゃるように未納への対応があるというふうに考えております。現在、未収金が発生した場合は、学校から保護者に督促状を送付して、また、個人面談等を通じて入金をお願いをしている状況ですが、来年度からの対応については市で行うこととなります。

未納等の対応マニュアルを作成をして、適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 中川委員。

○**中川委員** すみません、ありがとうございます。

それと、ちょっと通告してないんですけど、給食を残す率って分かりますでしょうか。どれぐらい給食が残ってるのかというのが分かれば教えてください。お願いします。

○**児玉委員長** 給食センター長。

○**重安総務学事課副参事兼給食センター長** 給食の残菜率ということだと思います。

給食センターで把握させていただいているのは牛乳を除く割合ということになるんですが、約1%ということで推移しております。

以上です。

○**児玉委員長** 中川委員。

○**中川委員** ありがとうございます。

1%すばらしい、おいしい給食だと思うんで、これからもよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○**児玉委員長** 他に通告を出されておられる方。

山崎委員。

○**山崎委員** 同僚議員の皆さんと重複した部分がありまして、質問が若干重複するかと思いますが、よろしく願いいたします。

本条例の改正につきましては、いわゆる学校における働き方改革に関する総合的な方策についての答申を基にこういった処置が行われるんだろうと思うんですが、そういった中で地方公共団体が責任を持つべきだと給食費に関しては、公会計化という話も先ほども出ました。これ、一番私が心配しておりましたのは、先ほどの同僚議員からもありました4月1日施行ということで非常にタイトな日程の中でどう保護者との連携を取られるのかを心配しておったわけでございますが、先ほど、通知を出すんだということでありました。

そういったことの中で保護者からの給食申込書というようなもののやり取りとかというのがあるんじゃないかと思うんですが、こういったところも十分保護者の理解をいただきながら進めていかれるということのようでございますので、安心いたしました。

私が一番心配してましたのはタイトな日程の中で大丈夫かなという不安がありましたので、そのことをちょっと質問してみようかと思っておりましたので、これは先ほどの答弁

で納得させていただきました。

それで、いわゆる学校徴収金といいたいまいしょうか、教師の負担を少なくするというのが今回の主要な目的だと思うんですが、学校徴収金というのはこの給食費以外にもいろんな教材費であるとか、生徒会費であるとか、あるいはPTA会費、修学旅行費等々の学校徴収金というのがあるんだろうと思います。そういったことの解決がなされんと、いわゆる働き方改革に教師の皆さんの本当の意味での働き方改革にはつながっていかないんじゃないかならうかと思うわけです。

今後こういったことの学校徴収金もいわゆる公会計化されるなり、あるいは業者間でやり取りをされるなりして教師の負担を少なくしていくということが本来のこの答申の目的だと思うんですが、そういったことへの取り組み、給食費以外の学校徴収金についてはどのように考えてらっしゃるのか、今後のことを含めてこの部分についてはどう考えてらっしゃるかということをお聞かせください。

以上です。

○児玉委員長 総務学事課長。

○貞盛総務学事課長 学校徴収金についての今後の取り組みについてです。

文部科学省からの通知には、「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」という通知があるのですが、これにおいて、「学校給食費の公会計化の取組を一層推進するように、また、学校給食費以外の学校徴収金についても学校の負担軽減を図る取組の推進について適切な対応を」と示されております。

まずは、学校給食費の公会計化について検討して議案を提出させていただきました。今後、引き続き教職員の業務負担の軽減についてはどのような方策が効果的かを考えながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○児玉委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

ぜひ、働き方改革の中で言われております教師の負担を少なくしていくという方向での御検討をお願いいたします。

それで、最近コロナ禍や物価高騰による家計への負担が増える中で、経済的な負担を援助するために学校給食費の無償化に乗り出す自治体があちこちで増えているという報道もなされております。そういった中で本市においても予算化をいただき、支援をいただけるという方向が出てきました。

ところで、給食費の無償化については、これまでは比較的小さな自治体の援助が多くありましたんですが、最近人口の多い都市での給食費の補助というのが、あるいは無償化というのが実施されてくるようになりました。

教育新聞では、青森市は10月から市立の小学校42校、中学校19校で無償化され、5億円を計上するというのでありまして、東京都の葛飾区でも来年度から予算規模17億円で完全給食の無料化を目指すということのようでありまして、朝日新聞のデジタル版によりますと、公立小中学校の給食費の無償化が全国的に相次いでいると。これまでは小さな自治

体の取り組みになっていたが、人口の大きい自治体にも広がっていると報じております。

また、ほかのマスコミでは小中学校の給食費が無償の自治体が全国で252自治体にできたと、小学校のみが6自治体、中学校のみが11自治体というふうに報道されております。

本市におかれましても、引き続き御支援いただきたいというふうに、これは答弁は結構でございますので、お願いをしたいと思います。特に本市においては基地交付金や宮島ボートレース企業団からの収入等、他市町にない収入もございまして、ぜひお願いをしてこの質疑を終わります。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○**児玉委員長** 続いて、副委員長。

○**小田上委員** では、よろしくお願いたします。

通告させていただいてます学校給食費徴収の幅が広がるという通告をしたんですが、今までの徴収の金融機関以外にも幅が広がるんじゃないかなと思います、市が取り扱うとなればですね。どういう方法があるのかというのを知りたいなと思います。ただ、保護者に対してのメリットというのがないと、この公会計の理解は進まないんじゃないかなと思います。先ほど、先輩議員からもありました、ほかの費用は指定のところから常に引き落としをされていくと。子供が小学校に入学するときに分からなくなるように、新しく金融機関で口座を作るとかというのも聞いたりします。そのあたり、段階的にほかのことも広がっていくのであれば、どんどん不便に煩雑になっていきそうな気がするんですけど保護者側からするとですね。そのあたり、どうでしょうか。

あと、この公会計で、ちょっと給食費全体の話になってるんですけど、これは補正のほうでまた、ちょっと踏み込んでお話を聞けたらなと思っています。

あとは、ちょっと通告にはなかったんですが、今話を聞いていて、今までは学校が徴収してたので個人面談等も未納の場合は行ってということがありましたが、市が行う場合にこの個人面談されるのか。一番心配してるのは家庭の事情を把握するためにも必要な面談だったのかなとは思っているので、以前も質問させていただいたんですが、そのあたりの整理どうなったか、教えてください。

○**児玉委員長** 総務学事課長。

○**貞盛総務学事課長** 学校給食費を公会計化したときの保護者のメリットについてということでお答えしたいと思います。まず、学校給食費を公会計化した場合の保護者のメリット、大きく3つあるというふうに考えております。

1つは、今お話にありましたように、学校給食費の口座引き落とし、各学校が指定する金融機関に限られていましたが、公会計化方式に移行することで、市の指定する複数の金融機関から選択ができるようになるということで、保護者の利便性が向上すること。2点目は、予算・決算・監査等法令に基づく学校給食費の管理運営を行うことで、保護者の方々から納入いただく学校給食費の取り扱いが明確になって透明性が高まることで、公平性が確保されるということ。3点目としては、学校給食の安定的な実施ということ。現在の学校給食は保護者の皆様から納付いただいた学校給食費で食材を購入しておりますが、公会計化することで市の予算に食材購入費を計上して食材を購入することになりますので、計画に沿った献立を実施することができると考えています。

未納については、現在、学校のほうが保護者と連携をしながらということなんですが、公会計化に伴って、未納の回収に当たっては、先ほどお話をしたようにマニュアルを作って対応していくことになっていきますが、その際には学校とも連携を取りながら、家庭状況等を把握した上で、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○児玉委員長 副委員長。

○小田上委員 ありがとうございます。

そうですね。給食は子供と話をするいい材料になってます。特にF a c e b o o kに上げていただいて、今日こんなのだったよねと、あれで話が広がるプラスタ食の献立がかぶらないという非常にありがたい、献立いただけてますけど、買い物にいざ出たとき、今日何だったけなと思ったらF a c e b o o k見れば分かると、非常にいろいろ発信されててありがたいなと思います。

その中でメリットの1つで上げていただいた引き落としの口座の幅が広がるというのは、全ての学校に関わる費用に広がってからじゃないとメリットとして感じにくいのかなと。なので、この指定のところで必要ですよと言われて口座を作るとか指定されるのは、あんまり変わらないのかなと思いますので、段階的に進めていかれるということだろうとは思いますがなるべく早めに、保護者があっちの口座、こっちの口座とかならないように、今もならないよということなんだろうとは思いますが、ほかのものも改めて口座作らなくていいというふうなところになればいいかなと思います。

市の予算になることで安定的な実施ができるというのは、おっしゃるとおりかなと思いますので、安定的においしい給食をこれからもよろしくお願いします。特に結構です。

以上です。

○児玉委員長 通告を受けた質疑は以上となりますが、他に質疑の通告は受けておりませんが質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員が交代いたします。しばらくお待ちください。

続きまして、日程第2、議案第48号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、本委員会においてもはじめに執行部から補足説明がある旨を聞いておりますので、お願いいたします。補足説明は座って説明していただいで構いません。

総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 総務課長、柿本です。

議案第48号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について、補足説明をさせていただきます。

来年度から公益法人に職員を派遣しようと考えており、派遣に必要な事項を条例において定める必要がありますので、条例案の提案をさせていただきます。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

初めに、1、条例制定の趣旨についてですが、地方公共団体が国や他の地方公共団体あるいは広域連合、一部事務組合に職員を派遣する場合には、地方自治法または地方公務員法を根拠として派遣することが可能となっております。

一方で、地方公共団体から公益的法人へ派遣する場合には、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律を根拠として、条例で必要な事項を定めた上で派遣する必要があります。

条例案の説明の前に法の概要について、まず、説明させていただきます。

(1) 派遣の要件についてですが、派遣先団体の業務の全部又は一部が、派遣元である地方公共団体、イメージが湧きやすいように本市というふうに書いてありますけれども、本市の事務事業と密接な関係があり、本市がその施策の推進を図るための人的支援が必要である場合には、公益的法人に職員の派遣ができるというふうに規定されております。

次に、(2) 法律上派遣できる団体についてですが、①から④までありまして、まず、①一般社団法人及び一般社団法人のうち、公益認定を受けた公益社団法人、そして、一般財団法人及び一般財団法人のうち公益認定を受けた公益財団法人。②としまして地方独立行政法人です。これは県立であるとか市立の大学あるいは病院機構などのように地域公共のために必要であるにも関わらず、地方公共団体が実施する必要はありませんが、民間では確実な実施が見込めない事務事業を行うというふうな法人になります。次に、③としまして、政令で定められた法人です。これは社会福祉法人や地方公務員共済組合といった政令で111の法人が定められております。次に、④としまして、地方六団体と言われます全国市町村長会及び議長会が法によって定められております。

次に、(3) の派遣期間等についてですが、派遣期間については法で原則3年以内というふうにされておりますけれども、特に必要な場合には最長5年まで延長できるというふうに規定されております。また、派遣の終了により本市に復帰する場合には、本市の他の職員と処遇面で均衡を失することのないように措置した上で、速やかに復帰させるということになっております。

次に、(4) の派遣職員の給与についてですが、派遣された職員の人件費は①にありま

すように支給しないことが原則ですが、②派遣された職員の業務が、本市の事務事業を補完あるいは支援し、本市の事務事業の効率的かつ効果的な実施が図れる場合には、条例で定めるところにより給与を支給できるというふうに規定されております。

なお、法律名称にあります「公益法人等及び派遣等」の「等」の意味ですが、法においては、公益的法人への派遣とあわせて地方公共団体が出資しております株式会社といった営利法人に派遣する場合についても定められております。そのような場合は、一旦地方公共団体を退職して、営利法人に採用されるという退職派遣という方法によって派遣可能とされていますので、「等」というふうな言い方になっております。本市では、そのような退職派遣は考えておりません。

以上が、法の概要説明です。

続きまして、条例案の概要について、説明いたします。

2の条例で定めるべき主な事項についてです。

今回提案しております条例案ですが、基本的には法の委任を受けて条例で定めるべき事項について規定しております。

なお、米印については、説明のためこの資料に記載しておりますけれども、その文言をそのまま条例案に定めているというわけではありませんので、その点は御留意ください。

まず、(1)派遣団体についてですが、具体的には規則において規定しますけれども、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構への派遣を考えております。

この団体ですが、広島県出資の公益財団法人であり、地域医療の確保や総合的な健康づくりの推進とともに、地域包括ケアを推進するために必要な諸事業を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的としております。

具体的な派遣先ですけれども、この団体の組織のうち、この括弧にありますように、広島県地域医療支援センターというところを予定しております。この広島県地域医療支援センターの主な業務としましては、地域医療を担う医師の配置調整や定着支援、県内への医師の招致及び医師の就業支援といった業務がございます。

勤務場所についてですが、このセンターの所在地である広島市東区二葉の里にあります広島県医師会館内ということになります。

派遣を予定している期間は、令和5年度及び令和6年度の2年間です。

当該団体への派遣ですが、かねてより県内の各市町から職員派遣がなされており、このたび県から打診がありましたので内部で検討した結果、大竹市の地域医療の確保及び推進に資するものであること。また、派遣職員の業務遂行能力や調整能力、交渉力の向上などが期待できるというふうに考えまして、条例を制定した上で派遣しようとするものです。

次に、(2)派遣できない職員について、規定しております。

会計年度任用職員などの任期を定める職員や新規採用後の条件付採用職員あるいは休職中の職員など派遣にそぐわない職員について条例で除くこととしております。

次に、(3)支給できることとする給与について規定しております。

先ほど、条例で定めた場合には、職員派遣に派遣元が給与支給することができるというふうに説明いたしましたが、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当といった

基本的な給与について支給できるようにしております。これは、派遣先との取り決めにより派遣職員の給与の負担割合について、柔軟に対応できるというふうにしようとするためでございます。ただし、派遣先の人事評価や勤務実績により支給すべき給与である勤勉手当、管理職手当、通勤手当、時間外勤務手当といった手当については、派遣先団体が支給すべきものであるため、条例には規定しておりません。

なお、米印にありますように派遣先団体との取り決めにより給与の全部または一部を派遣先団体が負担するということが可能です。

今回、予定している派遣に関する人件費については、基本的には派遣先に負担していただくよう、今後協議をする予定です。

次に、(4)本市への復帰時における処遇等の調整について、規定しております。

法の規定に沿って、派遣終了後、派遣職員の復職時の処遇について、他の職員との不利益が生じないように調整ができる旨、規定するものです。

最後に、資料にはありませんけれども条例案においては、企業職員である上下水道局職員及び技能業務職員である給食調理員についても、一般職員と同様に派遣できる旨、総括的に規定しておりますが、特に派遣の予定があるわけではありませんので申し添えておきます。

補足説明は以上です。事前通告のありました御質問と重複する部分もあったかと思えますけれどもよろしく願いいたします。

以上です。

○**児玉委員長** これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を順次お願いします。

山崎委員。

○**山崎委員** ありがとうございます。

通告をしておりましたんですが、大半、今の説明で理解できましたが、2点ほど、ちょっと伺わせてください。

自治体によりますと、この派遣団体というのをこの条例以外に、あるいは別紙という項目で箇条書きにして派遣場所を派遣法人とか派遣団体を列記したところもあります。そういった意味では、そういう方法を取られると、私どもとしても理解がしやすいし、市民の皆さんとしても理解しやすいんじゃないかなと思いましたが、この条例を見ると私も当初いろいろ勘違いしまして変な通告を出してございましたんですが、そういったことでの混乱がなくなるんじゃないかなと思いますのが1点と、もう1つは、この条例成立後、もうこれは市長が決済すれば実行できるということで、議会の関与とかそういったことについては一切ないという解釈か、この2点だけを伺わせてください。よろしくお願いします。

○**児玉委員長** 総務課長。

○**柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長** それでは、まず、1点目の派遣先を条例にどのように規定するのが適当なのかという御質問かと思えます。

派遣できる団体につきましては、基本的事項については法において定められております。先ほど説明しました資料の法の概要の(1)、(2)が基本的事項ということになります。

条例に派遣先の名称まで明記しておくのか、あるいは規則に委任するののかにつきましては、これは最終的に各自治体の判断ということになります。県内各市の条例の規定の方法について調べてみましたところ、条例に派遣先の名称を具体的に規定しているところが2市、規則に委任しているところが11市ありました。県内の市のほとんどが規則に委任するという形を取っておりますので、本市も同様に規定しようとするものです。

山崎委員が御心配の点につきましては、派遣先の名称を規則に委任したら、議会の目の届かないところで職員派遣が行われるのではなかろうかといった御心配だろうというふうに思います。ただ、法であるとか、この条例によって派遣できる法人というのは法にも規定してありますし、条例においては第2条において改めて規定しておりますけれども、派遣先の業務の全部または一部が市の事務または事業と密接な関連を有するものであって、かつ市がその施策の推進を図るため、人的支援を行うことが必要であるものということになりますので、派遣先の法人の範囲についてはここで一定の縛りがかかってきます。また、本市の職員数も限られておりますので、他団体の派遣を今後際限なくやっていこうというふうには考えていないところです。

次に、2点目の議会の関与ということになります。

確かに規則に委任した場合は規則改正という形で派遣先を決めていくというような形になろうかと思えます。例えば、派遣先から人件費を負担金として歳入する場合には予算書であるとか、決算書であるとかそういったところでチェックが可能かと思われます。ただ、派遣先が直接派遣職員に給与を支給するといったケースも考えられますので、その場合には予算書、決算書には出てまいりません。

そうなりますとどうやってチェックするのかということになるんですけども、例えば職員名簿には派遣先の団体名を記載しておりますので、その辺りで予算や決算に絡めて職員の派遣条件について疑義があるようでしたら、御指摘いただくといった方法もあろうかと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山崎委員 ありがとうございます。結構です。

○児玉委員長 他に質疑はありませんか。

小田上副委員長。

○小田上委員 ほぼ出てしまいました、通告したものが。

ただ、今回に限っては、広島県地域医療支援センターということですが、今後、ほかの団体ですよね、大竹市内にもいろいろ社会福祉法人、公益・一般社団法人、財団法人あります。密接してるかどうかという考え方って、結構アバウトなんじゃないかなと思うんですね。この事業1つやりたいと進めていくため密接してるというのは、言い方によってはかなり言ってしまうのかなと思います。広がる際にはどこまで広がっていくのかなって、今回この期限で令和5年、令和6年で実施された後、ほかのところでもこのようなのをやっていこうというときに、やっぱり議会への説明はあるのかなという、そこが心配というか、人事異動があって気づいて見てみたら、あれって、規則を見てみたら、あれっていうのがあるので、もう本当にこれをやりたくってつくったんですなのか、ほかのこともち

よっと考えてますなのか、その辺り教えてください。

○児玉委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 ちょっと、先ほど補足説明でも説明しましたように、今回、県から打診がありましたので、ちょっと条例をつくる必要があるということが第一歩ということでございます。ちょっと将来的なことは今この場で何とも申し上げられないんですけども、基本的には、今この広島県地域保健医療推進機構への派遣ということのみを考えております。

以上です。

○児玉委員長 よろしいですか。

○小田上委員 はい。

○児玉委員長 通告を受けた質疑は以上となります。他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

議長。

○賀屋議長 すみません、ちょっと1点ほど確認したいんですが、今既に他の組織に出向という形で何人か行っておられますよね。これは、この派遣という形に将来はなり得るんですか。全く違う形のものなのでしょうか。その辺りで、今何人ぐらい、他の組織にこの出向という形で行っておられるのか、その辺りお願いしたいんですが。

○児玉委員長 課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 ちょっと補足説明でも説明させていただいたんですけども、現在、例えば国とか県とか広域連合あるいは一部事務組合といったところに職員を派遣しておりますが、これは地方自治法あるいは地方公務員法というのが根拠ということなので、こちらの公益法人等への派遣とは、また別の根拠ということになります。

現在、他団体への派遣の状況ということですが、経済産業省に1人、それから、広島県に2人、それから、広島市消防に1人、廿日市消防に1人、後期高齢者医療広域連合に1人、宮島ボートレース企業団に2人ということで、全部で8名ということでございます。

以上です。

○賀屋議長 ありがとうございました。

○児玉委員長 よろしいですか。

○賀屋議長 はい。

○児玉委員長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第6、議案第55号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4件は関連がございますので、一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 それでは、そのように決定させていただき、本4件を一括審査といたします。

本4件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明がない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本4件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本4件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本4件を一括採決いたします。

日程第3、議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第6、議案第55号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでを原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本4件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第7、議案第58号広島県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明がない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第8、議案第59号大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議につきましてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明がない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので発言を許可します。

質疑はありませんか。

中川委員。

○中川委員 すみません。よく内容的に分からないことがあるんですが、まず、この行政不服審査会事務を委託することによって規約の改正とあるんですけど、この行政不服審査会事務そのものに変更があるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○児玉委員長 課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 この規約について、ちょっと説明させていただきたいと思います。

行政不服審査法に基づきまして、行政処分に関する審査請求があった場合には、審査する過程で第三者機関に諮問するということが義務づけられております。大竹市の場合、その第三者機関が処理する事務については、地方自治法に規定されております他の地方公共団体の事務委託という方法によって、広島県に委託しておりますので、広島県行政不服審査会という機関が行うということになります。

この事務の委託によって委託した事務の内容を変更しようとする場合には、大竹市と広島県の双方で協議を行うということになっておりますが、協議に先立って両議会の議決が必要ということで、今回提案させていただいております。

今回、変更しようとする内容ですけれども、県に委託している事務そのものについては変更はございません。この規約で定められている委託業務の範囲から大竹市情報公開条例、それから、大竹市個人情報保護条例に基づく処分に係る事務は除かれているということに

なるんですが、個人情報保護に関する法律の改正によって、令和5年4月から地方公共団体についても法の規定が適用されるということになりましたので、個人情報保護条例と規定している箇所を、個人情報保護に関する法律というふうに、文言の修正といたしますか、適用される法令の変更といたしますか、改める必要が生じたので、この点が規約の改正点ということになります。

新旧対照表をちょっと御覧いただければ、分かりやすいのではなかろうと思しますので、よろしくお願いたします。

○児玉委員長 中川委員。

○中川委員 すみません、ありがとうございます。

それで、行政不服審査会事務に行政不服審査の申し立てがあったかというのはお答えできるのでしょうか。

○児玉委員長 総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 現在、審査中の案件が1件ございます。

以上です。

○児玉委員長 いいですか。

○中川委員 はい。

○児玉委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

他に通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました

続きまして、日程第9、議案第60号指定金融機関の指定更新についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明のない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

1時間たちましたので、空気の入替えをします。

暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

10時55分 休憩

11時05分 再開

○児玉委員長 それでは、会議を再開いたします。

続きまして、日程第10、議案第64号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第7号）及び日程第11、議案第66号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件は関連がございますので、一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 それでは、そのように決定させていただき、本2件を一括審査といたします。

本2件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本2件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

質疑はありますか。

中川委員。

○中川委員 すみません、先にやらせていただきます。

総務費の中の国庫補助金等返還事務で、コロナワクチン関係だということだったんですけど、1億1,692万円の返還というのは、かなり高額なんですけど、そのことについて、ちょっとどういった理由でそれだけ返還になったのかということをお聞かせください。

それと、コロナの状況を聞こうかと思ったんですが、一般質問で同僚議員がいろいろ聞かれたので、もう結構ですので、その1点だけ聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○児玉委員長 財政係長。

○中野財政係長 企画財政課財政係長の中野でございます。

国庫補助金等返還金が高額になっている理由でございますが、先ほど、委員おっしゃいましたように、コロナウイルスワクチン接種関連の返還金が約7,000万円ございます。これが一番大きい要因となっております。

一般的に国や県からの負担金・補助金は事業実施年度に概算交付を受けまして、事業が終了した後、翌年度に入って実績報告を提出し、交付額が確定しますので、翌年度に返還することが多くなります。特にコロナウイルスワクチンの接種に関する費用は接種者の数を見込みにくく、余裕を持って予算を計上しておりましたので、実績値と差が生じたものでございます。

以上です。

○**児玉委員長** 中川委員。

○**中川委員** すみません、ありがとうございます。

また通告してないんですけど、今回、コロナも5類にしようという動きがあるんですけど、そうなった場合、ワクチンも自費で行わなければならないとか、医療関係がみてくれるのかとか懸念があるんですけど、何かその辺の懸念というのがあれば、お願いします。すみません、突然で。

○**児玉委員長** 保健医療課長。

○**松重保健医療課長** 保健医療課長、松重です。

すみません、私のほうは、ちょっとまだ十分に勉強していないんですけども、5類になりますと、季節性のインフルエンザ、今、高齢者でやっておりますけれども、公費負担になるかどうかというところはまだ不明ではございますけれども、高齢者の場合も一部負担をいただいておりますので、公費になって対象者がいる程度確定される可能性もありますし、全く任意の接種になるという可能性もありますけれども、いずれにしても入院治療費あるいは検査費等、そして、ワクチンの接種費用は一部自己負担額が発生する可能性も出てくると考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 他に質疑はありませんか。

山崎委員。

○**山崎委員** 失礼します。議案第66号について、お伺いをいたします。

在宅高齢者実態調査票等の所在不明について、11月22日、大竹市議会議長宛てに「報告、おわび」という文書をいただきました。25日には新聞報道もなされまして、民生委員からの書類受け取りの確認書等が作成されていなかったなどの不備も指摘されております。

以前、私の自宅にも民生委員がお越しになられて、いろいろ調査いただいたのを記憶しているところでございます。

ところで、今回の事案で調査票等は処分されたのか、部署内に存在しているか、可能性について触れられておりました。新聞報道もあったことから、市民に不安を与えていると思いますが、対象高齢者への対応はどうされていらっしゃるのか。また、収集に当たられた民生委員への対応はどのようにされていらっしゃるのか。それから、最後に、調査票の捜索状況、その後どんな状況なのかという、以上3点についてお伺いさせていただきます。

○**児玉委員長** 地域介護課長。

○**山田地域介護課長** このたびの件につきましては、皆様方に御心配と御迷惑をかけており、大変申し訳なく思っております。

この件につきましては、12月15日に議員全員協議会を開いていただいて御報告させていただき予定としておりますが、その中身とちょっと重複いたしますが、お答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○**児玉委員長** どうぞ。

○**山田地域介護課長** ありがとうございます。

まず、御質問ありました高齢者の対象の方への対応でございますけれども、このたび新聞報道ございましたように633件対象者の方がいらっしゃいます。その方につきましては、今個別には御連絡は差し上げておりません。といたしますのが、対象地区等につきましてもかえって不安をあおるという面もございますので、現時点では公表はさせていただきませんし、外部には流出してないということで判断しておりますので、個別の方への対応というのは、現時点ではいたしておりません。

それから、2点目の該当の民生委員への対応ですけれども、もちろん十分謝罪もし、状況も聞き取りをするという中で対応させていただいております。

そういう中で所在が不明となっております書類の中で、どうしても今後の活動の中で必要となってくる情報というものもございますので、その辺りは個別に聞き取りさせていただいて、一部にはなりますけれどもそういったものの情報につきましては、職員のほうで改めて伺いして、聞き取りをしているという状況でございます。

それから、最後の調査票の捜索状況ですけれども、事態が発覚して以降、重点的に捜索もし、また、以後も継続して書類を捜索しておりますけれども、残念ながら現時点では発見ができていないという状況でございます。

以上です。

○**児玉委員長** 危機管理課長。

○**田中危機管理課長** 高齢者実態調査とあわせて、民生委員に調査をお願いしておりました要支援者名簿の関係、危機管理課から説明いたします。

内容的には、先ほど地域介護課長が説明したのと同じような対応にはなっておるんですが、こちらのほうは対象が37件分になっております。先ほどの説明同様、御本人には直接の対応というのはしておりません。それから、収集に当たられた民生委員の方にも状況説明して、2名の方が担任されていた状況になりますが、その後、実際にまだ覚えていらっしゃるということで、口頭によりまして修正事項等を確認しております。

調査票につきましても、先ほどの報告と同様、こちらはまだ見つからないという状況です。

以上です。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** ありがとうございます。

それで、今回の事案の発覚につきましては、幾つかの改善すべき点があるんだろうと思

うわけでございますが、どういった問題があったのか。また、再発防止についてはどういう取り組みをなさるのか。そういったところについてお話をお伺いさせてもらえると、非常に市民としても安心だと思っておりますが、どうでしょうか。

○**児玉委員長** 地域介護課長。

○**山田地域介護課長** まず、問題点ですけれども、このたび調査票を回収するに当たって、できるだけ民生委員の皆様のお負担にならないようにということもございまして、支所でもありますとか、サントピア大竹でも提出ができるようにさせていただいていたという経緯がございます。結果的には、このことによって市役所の担当課に届くまでにたくさんの方の手を経由する可能性があったということが、まず、1つ大きな問題だったろうというふうに思います。

加えて、その際の取り次ぎのいろんな記録、日時であるとか、誰が受け取ったというような詳細の部分が記録として残っていなかったということで、このような事態が発覚した際に誰が受けて、どこまでどういうふうに届いていたかというところの調査ができなかったというところが、もう1つ大きな課題かなというふうに思っております。

それで、そういったところを踏まえて改善ということですが、まず、来年度からということにはなりますが、提出する際、支所であるとかサントピア大竹での取り次ぎはやめようということにいたします。本庁のほうへ持ってきていただける方は、直接持ってきていただいて、担当の職員が受け取るという形に変えようというふうに思っております。

それから、ただそうは言いますが、どうしても本庁に必ず持ってこないといけないということであると、どうしても難しい方もいらっしゃると思いますので、毎月地区ごとに定例会を行っておりますので、そのときには担当の職員が直接出向いて、直接受け取るという形にしようというふうに思っております。

従来は定例会に担当として参ったときは必ずしもその業務の担当でない職員が行った場合にも封筒を預かって帰るというような形になっておったんですが、中身に何かあるという詳細なんかも確認ができないまま封筒を預かって帰るというような形になっておりましたので、この調査を担当する職員が直接定例会のほうに行き、その場でお一人ずつ中身も全部確認して、お一人ずつ受付をするような形で受け取って帰るということに改めたいというふうに思っております。

それから、先ほど言った取り次ぎの記録というところもきちっと残すということで、どういった書類を受けて、もしその中によその課に受け継がなければならない書類がある場合には、いつ誰に受け渡したというところの記録が残るようにしようというようなチェック機能を強化するというところがもう1点あるかと思っております。

それから、調査票を提出していただく際に、古い書類であったり、去年の書類であったりそういったものを、もう要らなくなるからということで市役所のほうで処分するようということで、一緒に預かって帰るケースがございます。現在は、その処分するものは随時処分し、必要なものだけを残すという形を取ってございましたけれども、今回もしかしたらその処分するものと一緒に必要なものまで処分してしまった可能性があるということですので、処分についても全ての調査票が手元に届いたのを確認した後に、全てを確認して、

去年の要らなくなった書類を処分する、そういった形に改めて、こういったことの起こらないようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山崎委員 ありがとうございます。

○児玉委員長 いいですか。

○山崎委員 はい。

○児玉委員長 他に質疑はありませんか。

西村委員。

○西村委員 二、三質問をさせていただきます。

先般の本会議でも小方まちづくり基本構想の中で述べさせていただきましたが、今回の議案第64号令和4年度大竹市一般会計補正予算の中の繰越明許費の補正について、3点ほど質問させていただきます。

1つには、全て土木費でございますが、都市計画費の中で小方まちづくり1,000万円というのがあります。以前800万円という予算を組んだような記憶があるんですが、これはそれとは別個の分で、先般、市長が答弁されました小方駅のほうの周辺整備の費用が繰越明許のほうになったのかということが1つ。

それから、もう1点は、都市計画費の中で大竹駅周辺無電柱化事業が9,000万円上げられております。大きな額ですが、この電柱の地中化の中でどれぐらいの距離を地中化するのか。ただ新しく東口・西口の駅の周辺の部分だけで地中化するのにもし計画されれば、あまりにも費用が大きいんですが、これはどういうものか、改めてお尋ねいたします。

最後に、同じく都市計画費の中で、大竹駅周辺整備事業、これも6,550万円繰越明許に計上しております。これは当然、今年度するべきものを来年度に回すんですが、令和5年にはもう既に大竹駅が完成する年度に当たります。どこまでどういうふうになるのか、私も質問の中で申し上げましたが、駅前の皆さんの集まるところの屋根の整備とかいろんなものがあると思うんですけど、これについて分かる範囲内で答えをお願いいたします。

○児玉委員長 建設管理監。

○見当建設管理監 建設管理監の見当です。よろしく願いいたします。

西村議員の1点目の御質問についてお答えいたします。

繰越明許費1,000万円の補正内容と当初予算の関係でございますが。このたび、繰越明許費1,000万円計上させていただいておりますのは、小方新駅の設置の検討に必要な資料の作成を行うものでございます。

小方地区まちづくり事業として当初予算で計上している800万円は、小方地区まちづくり構想の見直しにあわせて行う都市計画の用途地域見直しの検討業務に係る予算であり、これは、本年度内に完成する予定でございます。このため、繰り越しが必要な予算はこのたびの補正分の1,000万円のみとなります。

以上です。

○児玉委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 都市計画課長の山田です。よろしく願いします。

まず、大竹駅周辺整備事業に伴います無電柱化事業9,000万円でございます。

工事のまず概要について説明させていただきます。

大竹駅の西口駅前広場に接続する市道油見新町1号線でございます。現在、幅員が6.2メートルとなっております。接続する部分の延長が70メートルございまして、この区間を幅員8.5メートルに拡幅するとともに、電線の共同化、電柱をなくすという工事を行うこととしております。

本来、今年度の秋以降に工事に着手する予定でございましたが、この無電柱化に当たって、国が主催する中国地方ブロック無電柱化協議会におきまして、路線の合意が必要ということになっておりました。この会議ですが、新型コロナウイルスの感染拡大という影響がございまして、ちょっと大幅にこの会議が行われなかったということがございます。このため、市のほうの工事を令和5年2月から着工するという予定になっております。このため年度内の完成ができず、翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、同じく大竹駅周辺整備事業の関係で6,550万円、これにつきましては、内容は物件補償ということになります。相手は西日本旅客鉄道株式会社でございます。物件の内容ですが、鉄道施設外の物件、トイレ、倉庫、樹木等がこの対象になります。物件の補償の算定でございますが現在進めておまして、12月に完了し、JRとの補償契約は令和5年2月に締結する予定となっております。JRのほうともこの点について、工事の調整を行った結果、年度内に既存駅舎の物件撤去が完了できないということがございますので、来年度に繰り越しをするものでございます。

それから、ちょっと御質問がありました駅広場の屋根とか、ロータリーの中の屋根でございますが、いろいろ御説明しておりますが、まずは、今、新しい駅舎ができた後に既存の駅舎を解体しなくてはいけない。これを行った後にロータリー内の工事、そして、最終的に交流ひろばの整備ということになっていきますので、ロータリーの中の屋根につきましては、令和6年度の前半ぐらいではないかと思っております。交流ひろばの完成は令和6年度末の完成を目指して、今進めているところでございます。

以上でございます。

○児玉委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

まず、大竹駅周辺整備事業6,550万円が、今言われたように物件補償費、これ全てが物件補償費に入るんですか。そうでなしに、いろいろ補償の中には、駅周辺の部分も含めてこの予算ですか。そうではないのですか。すみません、それを1つ、お願いいたします。

○児玉委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 もう一度繰り返しですみません。

鉄道施設以外の物件全てということになります。よろしく願いいたします。

○児玉委員長 西村委員。

○西村委員 駅前、皆さん、御覧になったら分かるように、ストーンアートがある。また、駐車場周辺に樹木が幾らか埋まっていますが、その撤去費にしたら高いものになるなという思いもしますが、それはそれで予算的な面があるんでしょう。

それともう1つは、先ほど駅周辺無電柱化事業についても道幅が8.5メートル、距離にして70メートル、1メートルが100万以上の道路工事するわけですから、そういうことを思えば、これにかこつけて駅の裏のほうは大丈夫なんですかね。無電柱化というのは、駅の裏は対象外。これ駅の表だけの油見駅前路線についてのみですかね。その点を1つお願いいたします。

○児玉委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 今回の繰り越しの対象箇所については、駅の西側ということになります。東側の電線地中化につきましては、以前ちょっと質問がございましたが、主にはあちらのほうはJR貨物の引込線がかなりありましたが、今回JR貨物といろいろな工事の引き込みの位置を検討する中で、実際は今の新しいロータリーの中にJR貨物の線は入らなくなります。広場のほうはそれで大体無電柱化みたいな格好になるんですが、それに接続する道路の分、そこにも電柱がございますので、それを無電柱化しないといけないという方向にはなっているんですが、広場に接するところは無電柱化できるんですけど、その反対側の水路側のところにも電柱がございますので、そこについては、ちょっと今から協議していかないといけないということになります。

なかなか説明が難しいんですが、御理解いただけますよう、よろしく申し上げます。

○児玉委員長 もう終わりです。はい。

続いて、網谷委員。

○網谷委員 すみません、よろしく申し上げます。

今回、補正予算の第8款の土木費ですよ、この小方地区のまちづくり事業1,000万円ですが、こちらのほうは委託料ということで、小方新駅需要予測等検討業務委託料ということでよろしいんですね。1,000万円ということで、ちょっと唐突言うたらおかしいんですが、小方駅関係で予算化をされとるということは、これ始めてですかね。あんまりちょっと、私は、記憶がないんですか。

それと、少し先ほども言いましたように、お話がね、急と言っては、おかしいんですが、急に具体化されたというふうに僕は感じとるんですが、JRとの協議内容が前向きに進んだということなんですかね。その辺のところ、ちょっと説明していただければと思うんですが、お願いします。

○児玉委員長 建設管理監。

○見当建設管理監 建設管理監の見当です。網谷議員の1点目の質問について、お答えいたします。

小方新駅の検討に係る予算化でございますが、平成28年度に一度予算化したことがございます。当時、小方地区まちづくり特別委員会というものがございまして、議員の皆さんの中にも御記憶にあられる方もおられると思いますが、平成28年度の予算化した資料では、JRとの協議に必要な資料の作成のうち、駅の平面的な配置、上から見たときに駅が本当に対象エリアに配置することができるのかといった立地検討を行っております。

この検討の結果、鉄道や軌道の法律・基準等に照らし合わせまして、駅舎のホームの長さ、こういったものを検討した結果、物理的に立地配置は可能であるといった結論が出て

おりますが、予算化したものについては、まちづくり全体とは別に、駅についてはこの平成28年度予算が初めてでございます。

このたびの補正予算で計上させていただいてるものが、大竹市としての新駅検討の2回目になると考えております。

また、2点目の御質問について、お答えいたします。

J Rとの協議内容というところでございますが、現在、小方新駅の設置検討に当たりまして、J Rに大竹市から相談をしている状況でございます。主には新駅の設置検討のためにはどのような資料が必要となるのかといったことについて相談している状況でございます。

以上です。

○**児玉委員長** 網谷委員。

○**網谷委員** ありがとうございます。

平成28年度に一応予算化されているということで、そのときの予算額はどのぐらいやったんですかね。それは後でいいですがね。

このたび1,000万円ということで、かなり大きな数字だと思うんですが、これ委託先の会社というんですか、これはどのような役割をするのか、具体的にどのような調査をするのか、これ始めての駅の設置ということなんで、いろいろな調査の仕方があろうかとは思いますが、今まである駅の調査ならば、大体分かるんですが、新設するということなんで、どのような調査をされるのか、ちょっとそれを教えてください。

○**児玉委員長** 建設管理監。

○**見当建設管理監** 今の御質問、2点ほどあったと思います。

まず、お答えさせていただくのに、どのような事業の内容かについてでございますが、現在、先ほどお話ししたように大竹市からJ Rに対し、新駅の設置について相談しているところでございます。この相談過程の中で、J Rと大竹市のほうで新駅の設置を判断するために必要な資料の作成が必要と考えているところでございます。

主な内容としまして、5つほど上げさせていただきますと、1つ目に、地域住民や周辺企業への新駅利用の意向に係るアンケート。2つ目に、新駅周辺地で想定されている広場や関連機能等の平面配置案の作成。3つ目に、これらアンケートや平面配置案を基に算出する新駅利用者数の需要予測。4つ目に、新駅設置や線路横断構造などに係る概算費用の算出。5つ目に、新駅設置や関連整備に係る事業全体の概略工程案の作成などと考えております。

また、先ほどの平成28年度の業務の予算のお話でございますが、おおむね580万円ほどの予算を計上させていただいているというところでございます。

以上です。

○**児玉委員長** 網谷委員。

○**網谷委員** ありがとうございます。

6年前になるんですかね、580万円だったということはね。

それから、今回のアンケート等と言われたんですが、僕、後からちょっと質問しようか

思ったんですが、もう私自身の感覚では、もうこれは駅建設に始動し出したというふうに解釈しとるんですが、このアンケートというのは、設置するのかしらないかというのも入るんですかね、住民アンケートには。まあ、それはそれで。

それから、ちまたでよく聞くのは、もちろん駅を建設してくれというのが大多数ではございますが、中には要らないというのを聞くこともあるんで、やりませんということはないと思うんですがね、そういう方向の住民アンケートも一応調査するというふうに解釈してよろしいですかね。

○**児玉委員長** 建設管理監。

○**見当建設管理監** まず、1点目の質問ですが、アンケートの中身についてです。

新しく小方新駅を設置した場合に周辺地域住民の方々や周辺企業の方々にお聞きしたい内容としては、「新駅をどのように使われますか」と、「現在どのような通勤・通学されていて、新駅ができた場合にどのような使われ方をするでしょうか」というアンケートの内容を考えております。

これについては、新駅が必要かどうかという内容ではなく、あくまでJRに相談していく中で新駅の需要予測というのがどうしても必要になると考えておりますので、需要予測のためにどれだけの方が新駅を利用するか、こういったものを算出するための基礎としてアンケートを取りたいと考えております。

また、2点目、こういった小方新駅の設置に係りまして、大竹市民の中には、その新駅が不要ではないかという御意見があるかもしれませんが、大竹市としましては、約30年以上前の大竹市の基本計画の中でも小方新駅の設置ということを掲げております。現時点、大竹市としては新駅の設置について、積極的に検討を進めて、前向きに進んでいきたいと考えております。

このため、いろいろな意見があるとは思っておりますが、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 続いて、小田上副委員長。

○**小田上委員** 電気料金の補正が計上されています。全体で1,200万円ぐらい、ざっくりでそれぐらい上がったように聞いたんですけど、ここに上がってないところですよ、通告では、もろもろ書きましたけど、市が管理してる他の施設だったり学校等含めて、値上げの補正というのが後々上がってくるのか、何とかなってるのか、そこをまず教えてください。

○**児玉委員長** どうぞ。

○**中野財政係長** 企画財政課財政係長の中野でございます。

今回、補正に計上していない他の施設についてですが、庁舎や学校、保育所など他の電気料の支出額も、ほぼ全ての施設で前年度の同時期と比べて増加している状況です。大体増加率にすると、全体で約13%の増となっている状態です。

これらの施設につきましても、今後、暖房などで電気料が増加する1月から3月検針分の使用料によっては、3月の予算の補正ですとか流用での対応が必要となる可能性はある

と考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 小田上副委員長。

○**小田上委員** ありがとうございます。

13%増で賄えているというところが、これだけ予算に幅があったのか、あとは節電の努力をされてるのかちょっと、じゃあ、何でこっちの補正が来てるかという、まあ、もう値上がりしてるものなので分からないんですけど、あんまり学校とか、特に保育所で節電と言って、体調不良になるようなことがないようにしてほしいなあと、ちょっとこれを聞いてみました。

分かりきったことで、一般財源と書いてあるんですけど、値上げの財源なんですけど、これって何にもどこも地方公共団体が面倒見てくれないんですか。市に対して、これは何も補助がないもんですか。

○**児玉委員長** 企画財政係長。

○**中野財政係長** 財源については、一般財源などの対応となります。

以上です。

○**児玉委員長** 小田上副委員長。

○**小田上委員** ありがとうございます。

地方交付税決定されて、どかんと入ってきて、その分、臨時財政対策債が減って、そのプラスマイナスで賄えるような補正の金額といえば、金額ですけど、何かせつかく地方交付税で来たのにもったいないな、残念だなと、今回の補正を見る限りですけど思っちゃいます。

値上げ関連でいくと、最近、自然の家やさかかな、利用された方で寝具、結構ぺらぺらやんねという話をされて、あっ、そっか、で、よくよく見たら、寝具等の値上げっていつて、これクリーニング代だと思うんですけど、あそこら辺の時間がたってるものに関してもどんどんお金がかかっていくんだったら、どっかのタイミングで新しくしてあげるとか、利用者の満足度を高めてあげるようなことがしてもらえたらいいなと思いました。もし回答ができれば、これ通告してないんで全然いいです。節電と言い過ぎて、特に小さい子たちに何かがないようなことはよろしくお願いします。

○**児玉委員長** 施設スポーツ係長。

○**安藤生涯学習課主幹兼施設スポーツ係長** 生涯学習課施設スポーツ係の安藤です。

先ほど、御質問ありました自然の家やさかの寝具の件でございますが、もともと寝具リースでございます。リース会社に長期間にわたってリースさせていただいておりますので、現状なかなか薄い布団で寒い思いをされてらっしゃるかと思いますが、リース期間中は現状のまま使わせていただきたいと思います。また、リース更新時においては、先ほどの御意見をリース会社のほうに申し上げまして、少しでもいいものを貸し出させていただくようお願いはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**児玉委員長** 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本2件を一括採決いたします。

日程第10、議案第64号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第7号）及び日程第11、議案第66号令和4年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の交代がありますか。

続きまして、日程第12、令和4年陳情第2号学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情を議題といたします。

本件は、9月定例会からの継続審査となります。既に執行部からも御意見・情報提供等をいただいておりますが、新たに付け加えることがあればお願いいたします。

企画財政課長。

○三井企画財政課長 企画財政課長、三井です。

付け加える事項等はございません。よろしくお願いいたします。

○児玉委員長 それでは、委員の皆様におかれまして、確認したいこと等がありましたら、質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 特にないようですので、これにて執行部への確認等を終わりたいと思います。

それでは、続いて、本件の取り扱いについて、委員の皆様の見解を求めます。

継続審査の見解がございましたら、ここで述べていただきたいと思います。

継続審査の見解が出た場合、先に継続審査について採決を行います。

なお、賛成・反対の討論は、継続審査の見解がなかった場合、または継続審査が否決された場合に行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

改めまして、本件の取り扱いについて、継続審査の御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 意見なしと認めます。

以上で、意見を終結いたします。

それでは、続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

小中委員。

○小中委員 私は、大竹高校関係者への300万円支援要請には残念ながら反対せざるを得ません。

大竹高校への通学者は、市内在住生徒が4分の1であり、公平感を担保できない上に、市が設置している学校ではありません。さらに生徒がいろいろボランティアをやっていることで支援を求めるのであれば、それはもはやボランティアとは言えないのではないのでしょうか。

大竹高校関係者は、300万円でなくてもいいと言いますが、私は額の問題じゃないと考えます。私は、学校関係者の説明会でも申し上げましたように、学校が本当に存続の危機に立っているのなら、同窓会が一致結束して募金及び寄附活動に励むべきだと考えます。後輩のために汗をかくのが同窓会であると私は考えております。

以上の点から、大竹高校関係者の300万円支援を求める陳情には、厳しいようですが反対の意見を表明します。

○児玉委員長 他に討論はございませんか。

西村委員。

○西村委員 いろいろありまして、先般、大竹高校学校長並びにPTA会長、同窓会会長がこちらに来られまして、議長の配慮で勉強会をさせていただきました。学校の状況を知ってもらいたいというのが本音でありまして、先ほどから言われるように支援の金額云々は別個なんだというふうに私は感じ取りました。

また、学校内の校内塾を実施しておりますが、先週の金曜日に国立の島根大学工学部にも1人入学が確定したという報告を受けました。それぐらい一生懸命やっとなんですが、ただ、言われるように大竹市内の中学校、大竹・小方・玖波全校合わせても200名弱の児童数、進学児童数で、その中の3分の1、4分の1、さらには5分の1かも分かりませんが、そういう生徒が来るというのは大竹高校に市内の中学生が皆行くんでなしに、やっぱり子供は子供でいろいろなところで勉強したいと思うので、広島市内のほうにも出向いていくし、また、広島市内の私立高校にも出向いていくことと思います。ただ、一番は大竹市の人口の総合的な見地からますます子供が減っていく中で、本当に高等学校がなくなっていくのかということが先般の校長の説明だったというふうに感じました。

大竹市にもまだまだ小学校、中学校、高等学校があり、でき得れば大学も設置していただきたいんですが、そういう希望的なものもあると思いますが、まちづくりの基本はそういう教育の基本がそろったまちでない、なかなか人は来ません。幸いにして広島県の西の外れにある大竹市は、願わくは山口県玖珂郡和木町をはじめ、広島市佐伯区あるいは廿日市市それら周辺の子供もこちらに通ってきるとするような状況でございます。

最近の新聞にもよりますが、県内80余りの公立高等学校がありますが、とにかく定数が減ったら切ればいいと、それは単なる県の高校教育課の考え方であって、まちづくりとして、やはり高校が1校あるとないとは、先ほど質問もさせていただきました大竹駅が新しくできて、現在、高校生があそこ通るとるんですよ。朝晩のにぎわいは高校生でもって

いるというのは十分皆さん、地域の人も承知しております。それがもしなくなればというのは先のことかも知れませんが、学校というものは3年で生徒が入れ替わります。だから、そういう思いによれば、5年先にはもう風前のともしびだというふうに先般、校長が話しておられました。

また、新たに小方駅をつくるとなれば、ますます大竹駅の59億円の投資予算、費用対効果が問われる場合も出てこないとも限りません。そうした面で、今は金額的に云々ではないと思いますが、何かの形で行政が協力できないかと、金額だけでなしに物品でもいいんですが、そういう思いで私は、この大竹高校の陳情については、再度御検討願いたいというふうに考えております。

以上であります。

○児玉委員長 採択すべきいうことですね。

○西村委員 はい。

○児玉委員長 他に討論はございませんか。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を起立採決いたします。

本件を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

[起立少数]

○児玉委員長 起立少数と認めます。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

11時52分 閉会